

陳 情 回 答 綴

(陳情第 26 号～第 40 号)

令和 7 年第 2 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 26号	行政にかかる諸問題について……………	1
陳情第 27号	行政にかかる諸問題について……………	19
陳情第 28号	政党機関紙について……………	37
陳情第 29号	行政にかかる諸問題について……………	39
陳情第 30号	子どもの権利条例について……………	45
陳情第 31号	新型コロナウイルスワクチンについて……………	47
陳情第 32号	公共交通について……………	49
陳情第 33号	景観形成等について……………	53
陳情第 34号	公共交通について……………	55
陳情第 35号	公共交通について……………	57
陳情第 36号	公共交通について……………	59
陳情第 37号	公共交通について……………	61
陳情第 38号	金岡公園プールについて……………	63
陳情第 39号	支援学校について……………	65
陳情第 40号	放課後施策について……………	69

番 号	陳情第26号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	6月12日
(審査結果) 第3項 市民の皆様に、議会での審議情報等をできる限り分かりやすくお伝えすることは、開かれた議会の実現に向けた重要な取組であります。 そのため、現在、広報さかいに掲載している「議会のうごき」では、本会議や委員会において議論した事項をできるだけ詳しく掲載するとともに、重要な議案に対する会派等の賛否一覧を見やすく表形式で掲載するなど、内容の充実に努めています。 また、議案や審議等の詳細については、広報さかいでは紙面のスペースに制約があるため、堺市議会ホームページで議案書や会議録、インターネット議会中継をご覧いただけるようにし、「議会のうごき」の紙面ページにも二次元コードを掲載して当該情報にアクセスしやすいよう工夫するなど、情報発信の充実に図っています。 なお、「議会だより」の発行については、多くの紙資源と多額の経費を要するなどの課題もあることから、現在、広報さかいに「議会のうごき」を掲載しています。 今後とも、広報さかいや堺市議会ホームページなどを通して、市民の皆様に議会情報をより一層分かりやすくお伝えするよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	

番 号	陳情第 2 6 号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 4 項（政策企画部政策推進課、広域連携課）（総務局行政部行政総務課） 2025 年大阪・関西万博は、市政運営の大方針である「堺市基本計画 2025」の重点戦略「堺の特色ある歴史文化～L e g a c y～」などに関連する重要な事業であり、その開催は経済、文化、社会等すべての面において、大阪・関西のみならず、日本全体にとって更なる飛躍の契機となるものです。本市としても、堺の持つ優れたポテンシャルを活かしてその効果を確実に取り込み、堺の成長、発展につなげるため、大阪府・大阪市や周辺地域と連携しながら、万博を契機とした堺の魅力発信に取り組みます。 同時に、低所得世帯への給付金や学校給食費無償化の段階的な実施など市民の経済的負担を軽減する取組も行っています。 また、物価高騰等の社会的要因により市政運営を取り巻く環境は厳しさを増すことが見込まれる中でも市民サービスの維持・向上を図り、持続可能な市政運営を確保するため、従来の行財政改革の取組に加え、財政面だけでなく組織運営面にも踏み込んだ構造改革に取り組んでいます。 第 5 項（市長公室広報戦略部広報課） 広報さかいは市の重要施策や市政情報をはじめ、市民の暮らしを守るセーフティネットに関する情報を「市政トピックス」や「特集面」などのページでお伝えしています。 宅配業者は令和 2 年度以降変更はなく、同一の業者が宅配しています。宅配部数は業者の変更の有無にかかわらず、原則として 1 戸（または 1 事業所）につき 1 部をお届けすることとしています。また、希望により複数戸分をまとめてお届けする場合があります。また、契約内容と異なる配布方法が確認された場合には、必要に応じて業者に対し改善指導を行っています。 折込み広告については、宅配業者が広告料収入を確保することで宅配業務の契約金額を抑える観点から、事前に市の承認を受けた民間広告等を広報紙に折り込みの上、宅配することを認めています。 今後も広報さかいの内容をより一層充実させるよう取り組み、市民の皆様に適切に宅配されるよう努めますので、ご理解いただきますようお願いいたします。			

番 号	陳情第 2 6 号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 6 項（行政部行政総務課） 本市では、自衛隊法施行令第 1 2 0 条に基づく防衛大臣からの情報提供依頼に対し、自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な情報（情報提供依頼があった年齢に該当する者の住所、氏名の 2 情報のみをラベルシールに印刷したもの）を自衛隊に提供しています。自衛官募集事務は、自衛隊法第 9 7 条第 1 項において市町村の法定受託事務と定められており、この情報提供は、個人情報の保護に関する法律第 6 9 条第 1 項に規定する法令に基づく場合として実施しているものです。 自衛隊への情報提供を希望されない方には、市へ提供中止の申出をいただくことで自衛隊へ提供する情報から除外することや、申出の受付期間、申請方法を市のホームページや広報紙、SNS で周知しています。 なお、陸上自衛隊工科学校の生徒募集などの広報活動については、自衛隊の判断により実施されているものです。			

番 号	陳情第 2 6 号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 7 項（選挙管理委員会事務局） 期日前投票制度の浸透に伴い、全投票者数に占める期日前投票所の利用者数の割合は、年々増加を続けており、期日前投票所の増設は、有権者の利便性の向上に資するものであると認識しています。選挙日程の確定が直前である衆議院議員総選挙では、選挙を適切に執行するために必要な会場の確保自体が難しいですが、任期満了の選挙については、区選挙管理委員会と協議しながら、運営できる人員体制を確保し、期日前投票所の増設ができるように取り組みます。			

番 号	陳情第 2 6 号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 8 項（危機管理室防災課） 本市では、令和 7 年 1 月 2 7 日に寄贈を受けてトイレトレーラー 1 台を所有しており、美原区にある堺市総合防災センターにて啓発展示を行っています。このトイレトレーラーは災害時の利用や他都市が被災した際の支援に活用します。 温かい栄養バランスのとれた食事の提供やトイレ環境の改善に関して、国においても全国の自治体や民間団体等が所有する災害時に活用可能なキッチンカーやトイレトレーラー等を平時からあらかじめ登録・データベース化し、災害時のニーズに応じて迅速に提供することを目的とした登録制度が令和 7 年 6 月 1 日付けで施行されました。本市では、災害時に国制度等も活用し、避難所における食事の提供やトイレ環境の改善に向け取り組みます。 また、本市では市内 1 6 2 箇所の各指定避難所に要配慮者に優先して設置できるよう、段ボールベッドを含む簡易ベッド 2 0 台、段ボール製やテント型のパーティション計 3 5 基をそれぞれ備蓄しています。今年度中には、避難所の生活環境改善の取組支援などを目的に国が令和 6 年度補正予算で創設した地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）を活用して、段ボールベッドとテント型のパーティションを追加購入し、各指定避難所へ配備する予定です。			

番 号	陳情第 2 6 号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 9 項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課） 男女がともに生涯を通じた健康を保持し、適切な健康管理を行うためには、身体的性差について十分に理解しあうことが必要です。特に、女性はライフステージごとの変化が大きく、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点も含め心身の状態に応じて必要なサポートを得られるような支援が求められます。本市では、全ての人が安心して暮らせる社会の実現に向けて、男女が互いに心身の健康について、正しい知識を身に付け、主体的に行動し、自分の健康を管理できるよう、市民に向けた生命と性を尊重する啓発を行っています。 第 1 0 項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課、市民生活部生涯学習課） 男女共同参画センターでは、様々な講座や貸館事業などを通じて市民等による男女共同参画の推進に関する活動の場を提供しています。また、男女共同参画交流の広場や市内に 6 館ある市立公民館など、既存施設と連携することで、女性だけでなく全ての人が利用しやすい活動の場を提供できるよう努めます。 第 1 1 項（ダイバーシティ推進部人権推進課）（教育委員会事務局学校教育部人権教育課） 堺市議会による「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、本市では、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に伝えるため、平和と人権資料館における戦争の実相を伝える展示、堺大空襲語り部（ピースメッセンジャー）の紹介や次世代の語り部の育成、平和と人権展の開催など、平和に関する取組を推進しています。 また、平和な社会を実現するために活動している団体に対しては、これまでも活動の後援等を行ってきましたが、今後もこうした団体の活動に、後援等を通じて協力を行います。 学校教育においては、平和や生命の尊さを理解し、わが国の文化や伝統に誇りをもち、国際社会の一員として、こどもたちが世界平和に貢献する資質や態度を育成できるよう、引き続き学校園での平和教育に取り組みます。			

番 号	陳情第 2 6 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 2 項（健康部斎場） 現在、火葬待ちはありません。（令和 7 年 5 月 2 0 日現在） 今後も火葬需要の動向を注視し、御遺族の心情に寄り添うよう柔軟に対応します。 御理解くださいますようお願いいたします。 第 1 3 項（長寿社会部国民健康保険課） 令和 6 年度以降大阪府内の統一保険料率に移行しており、本市独自で保険料率を引き下げることや負担軽減策を講じることはできませんが、本市としては令和 6 年度以降の統一保険料率についてもより一層の低減が必要であるため、大阪府から国に対し更なる公費投入の拡充を求め、また被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を大阪府が講じることを引き続き検討するよう意見具申を行い、その結果、令和 6 年度から府内全体で保険料率の抑制策が実施されることとなりました。 また、国に対し、国民健康保険制度の構造的な問題の解決として、医療保険制度を一本化するなどの抜本的な改革を行うよう、また、改革が行われるまでの間は、国民健康保険財政に対し、国庫等の公費負担の更なる引上げ等を行うよう要望しています。 今後も被保険者の負担増加の抑制のため、引き続き大阪府や国に対する要望等を行います。 第 1 4 項（長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害支援課） 高齢者の方に多いとされる加齢性難聴は、地域特有の事象ではなく、全国的な事象であることから、加齢性難聴者の補聴器購入助成は、全国一律の基準で実施されるべきものであると考えています。 引き続き、国に対し補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について、政令指定都市共同で要望します。 なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方については、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。 第 1 5 項（長寿社会部介護保険課） 本市では、介護保険料の負担軽減のため、第 9 期介護保険事業計画期間（令和 6 ～ 8 年度）において、高額所得層の保険料段階の多段階化や国の標準乗率の見直しを踏まえた保険料率の改定など、負担能力に応じたきめ細かな所得段階区分を設定しているほか、介護給付費準備基金の投入などにより、低所得者の負担軽減及び保険料の上昇抑制を図っています。 また、本市独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。 介護保険制度の安定的な運営を図るため、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることにより、第 1 号被保険者の保険料の上昇を抑制する財政支援措置を講じるよう、国に対して引き続き要望します。			

番 号	陳情第 2 6 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 6 項（長寿社会部介護事業者課） 特別養護老人ホームの施設整備は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画により進めています。 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における施設整備数は、入所待機者数や将来的な高齢者人口の推移等を考慮し、審議会等の調査・審議を経て設定しています。 今年度においても同計画に基づき特別養護老人ホームの施設整備事業者を公募により選定する予定です。 今後も、堺市民が適切な介護サービスを利用できるよう、必要な特別養護老人ホームの施設整備に努めます。			
第 1 7 項（障害福祉部障害福祉サービス課、長寿社会部介護事業者課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課、子育て支援部幼保政策課） 本市の高齢者施設、障害者施設などの介護職員などの賃金等労働条件の改善に向け、国制度において処遇改善が実施されており、ホームページで情報提供を行い、本市も応分の費用負担をしています。 また、社会福祉事業等従事者の確保と定着につながる魅力ある職場環境の構築を図るため、財政措置の拡充などを行うよう、国に対して要望しています。 保育施設、児童養護施設等の施設職員の処遇改善についても、国制度において実施されており、会議などでの制度説明や、各施設への通知の送付などにより制度活用を促し、本市も応分の費用負担をしています。なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しています。			
第 1 8 項（生活福祉部地域共生推進課） 高齢の単身女性を含む生活困窮者に対して、本市では、平成 2 7 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づく総合相談窓口として、堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」を開設しています。同窓口では、生活困窮者に対し、相談支援や就労支援、家計改善支援など、生活困窮状態からの脱却を図るための支援を行っています。			
第 1 9 項（長寿社会部長寿支援課） 戦没者・戦災死没者の追悼に関する情報発信については、場所や時間に制約がなく、広くその意義が伝わる方法として、ホームページなどデジタル媒体での発信を行うこととし、パンフレットを作成する予定はありませんので、御理解いただきますようお願いいたします。なお、現地を訪れた方に対しては、大仙公園平和塔前広場の北側に平和塔及び礼拝堂の建設趣旨などの説明掲示板が旧堺市遺族会により設置されています。			

番 号	陳情第26号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第20項（子育て支援部幼保政策課） 保育士の配置については、本市独自の運営補助金において、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目なども設定しており、安心してこどもを預けられるような保育環境を整える取組を可能としています。 なお、令和5年度には、子育て世代の流入・定住促進を図るため、所得制限のない第2子以降の保育料の無償化の実施・認定こども園における医療的ケア児など配慮を要するこどもの支援体制の強化などの拡充を行い、令和6年度も継続して実施しています。 令和6年度には、安全・安心な保育体制を強化し保育教諭などの負担軽減を図るため、スポット的な支援者や配慮を要するこどもに対応する保育教諭などの支援を拡充しています。 また、令和7年度予算では、近年の人件費上昇などに対応し、延長保育事業などの補助単価の拡充に係る経費を計上しています。 引き続き、子育て支援の充実に努め、本市に居住されている方や今後本市に居住される方にも、こどもを産み育てたいと思っていただけるような環境整備に取り組みます。 なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しています。			

番 号	陳情第 2 6 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 1 項（都市計画部都市計画課、都市整備部都市整備推進課、拠点整備課、都心未来創造課） 本市では、上位計画である「堺市基本計画 2 0 2 5」や「堺市都市計画マスタープラン」においてめざすべき都市像等を位置づけています。その実現に向けては、鉄道駅等の拠点ごとに課題解決や施策の方向性等を示した整備方針等を策定し、これらの方針を踏まえ事業の推進に取り組んでいます。 また、本市では、整備方針等の策定過程において、市民の皆様のご意見をお伺いし、整備方針等への反映や今後の施策の参考としています。今後とも事業実施に当たっては、事業者と協力して地域住民等の皆様への丁寧な説明と意見交換等により理解を得ながら、拠点形成に取り組めます。			

番 号	陳情第 2 6 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 2 項（交通部交通政策課）（産業振興局産業戦略部雇用推進課） 本市では、交通事業者が運行する鉄軌道や路線バスに加え、これらの公共交通を利用しづらい地域の方の鉄道駅や公共施設等への移動手段の確保を目的として堺市乗合タクシーを運行しています。また、路線バスについては、利用者の減少等に伴い、路線の維持が困難なバス路線のなかで、市民の日常生活に必要不可欠な路線に対して、運行に要する費用を補助することで路線の維持確保を図っています。さらに、全ての人が利用しやすいノンステップバスやバスロケーションシステムの導入支援、阪堺電車への低床式車両の導入や線路・踏切等の更新等に対する支援、及び 6 5 歳以上の堺市民の方がバスと阪堺電車を 1 乗車 1 0 0 円で利用できるおでかけ応援制度等を実施し、公共交通の利便性・安全性の向上や利用促進に交通事業者と取り組んでいます。 公共交通はより多くの方に利用していただくことにより、路線の維持確保、ひいては交通事業者によるサービス向上にもつながるものと考えており、本市としては、引き続き交通事業者と連携・協働し、公共交通の利便性向上及び利用促進に取り組めます。 乗合タクシーの使い方については、市ホームページへの掲載、各区役所市政情報コーナー等でのパンフレットの配架等を行っており、引き続き周知します。 本市では、市内企業等に向け仕事と育児・介護等の両立支援セミナーを開催する等、ワークライフバランス向上に向けたセミナー等を開催しています。また、労働時間に関するトラブル等の相談をお聞きする労働相談窓口を設け、必要に応じ労働基準監督署を案内する等、個別の事案にも対応しています。 また、バス運転士の労働環境に関しては、令和 6 年 4 月に時間外労働の上限規制の適用開始やバス運転者の改善基準告示の改正により拘束時間の上限や休息期間等が改正される等改善が図られています。 引き続き公共交通に従事する運転士をはじめとする労働者の方が、適正な労働環境のもと働けるよう取り組みます。 人口減少・高齢化が更に進展する中、バス運転士不足が深刻化しており、既に堺市内で複数回の減便が発生するなど、喫緊の課題となっています。 本市では「堺都心未来創造ビジョン」に基づき、堺都心部の便利・快適な移動環境の構築をめざし、SMI 都心ラインの整備を進めています。自動運転技術の導入により、運転士不足に対応しつつ、堺シャトルバスの高頻度運行の維持・向上を図ります。 また、自動運転技術の活用で堺シャトルバス路線の省人化が実現すれば、その効果は、当該路線に留まらず、他路線への展開にもつながると考えています。 さらに、大小路は自動車や自転車等、多様な交通が行き交う道路での実証実験により得られる知見は他の路線にも応用できるものと考えています。 このような取組を一体的に進めることで、持続的な公共交通の実現を図ります。			

番 号	陳情第 2 6 号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 3 項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課） 自転車ヘルメットの着用率向上については、自転車ヘルメット着用の機運醸成が重要であることから区民まつりや交通安全教室など様々な機会を捉えて啓発を行っています。また、自転車利用者へのアンケート調査結果では、自転車ヘルメットを着用しない理由として「持ち運びが面倒」という意見が上位を占めたため、持ち運びの負担軽減や着用の習慣化を促進するため、駐輪場事業者と連携し、市内の一部駐輪場で自転車ヘルメットの無料預かり・貸出サービスを実施しています。 また、自転車ヘルメットの購入支援として、自転車教室等の講習参加者を対象に民間事業者が購入割引券を配布しています。 引き続き、警察や民間事業者等と連携しヘルメット着用率向上に取り組めます。			

番 号	陳情第 2 6 号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 2 4 項（水道部水道事業調整課、下水道管路部下水道事業調整課、総務部総務課）

埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に伴う道路陥没事故を受け、市が管理する口径 2,000mm 以上（合流、分流汚水）の下水道管路について、これまでの管内調査結果や経過年数等を踏まえ抽出した下水道管路等を対象に、市独自の緊急点検（1 月 3 0 日～2 月 5 日）を実施しました。今回の点検では、管の破損等による土砂の堆積など見受けられず、道路陥没等につながるような異状は確認されませんでした。また、水道施設に関しても口径 1,000mm 以上の基幹管路を対象に、布設ルートの巡視点検（1 月 3 1 日～2 月 4 日）を行い、道路上の陥没や漏水の有無を確認しましたが、こちらも異状は確認されませんでした。

また、令和 7 年 3 月に国土交通省から下水道管の全国特別重点調査の要請があり、堺市においても要請に応じ、対象管路施設の調査を実施しています。

【水道施設の点検と整備】

水道施設については、日常的に水管橋や弁栓類の点検を実施し、健全性を確保しています。

また、水道管の老朽化対策としては、「堺市上下水道事業経営戦略 2 0 2 3－2 0 3 0」に基づき、事業量を平準化しながら計画的に更新を進めています。

- ・基幹管路（口径 3 5 0mm 以上：約 2 0 0 k m）：年平均 3 k m を更新
- ・配水支管（口径 3 0 0mm 以下：約 2, 2 0 0 k m）：年平均 2 2 k m を更新

【下水道施設の点検と整備】

下水道管の点検については、硫化水素が発生しやすいなど腐食のおそれ大きい箇所については、法令で 5 年に 1 回以上の頻度で点検が義務付けられていますが、本市においては、頻度の基準を高めて点検を実施しています。また、下水道管の老朽化対策については、予防保全の観点から、年約 1 1 0 k m の調査を実施し、調査の結果、破損等が判明した劣化管については、修繕、計画的改築、経過観察を判定し対応しています。

同様の事故が発生しないよう、国の事故対策検討委員会の検討状況も注視し、新技術や民間のノウハウを効果的に活用し、上下水道施設の適切な維持管理や保全に努めます。

【技術職員について】

技術職員については、上下水道施設の適切な維持管理が行えるよう必要な人員体制の確保に向けた人員配置や職員採用試験における受験者数の増加に資する取組等を行っています。また、下水道管路維持管理包括委託などの民間活用により、効率的な維持管理や保全に取り組んでいます。

番 号	陳情第26号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第25項（学校教育部教育課程課）			
大阪府における2025年日本国際博覧会児童・生徒招待事業については、未来社会の革新的な技術やサービスを直接体験できる機会となり、学校行事として実施することにより、大阪・関西万博に関連した事前や事後の学習も含め、児童生徒が互いに多様な感じ方や意見を交流でき、未来社会についての考えを深めることにつながることから、より多くの学びの機会を確保できると考えております。そのため、各学校に対しては、事業の趣旨をふまえ、まずは学校や学年単位での来場について検討するよう依頼しています。各学校における事情も様々であることから、参加の判断は各学校にて行います。 下見については、開幕前の実施が可能となったことで、4月に来場した学校も下見を実施することができました。また、下見の時間については、退場時刻の制限がなくなったことで、学校が必要とする時間を十分に確保して実施することができます。 学校が来場する際のアクセス方法としては、電車、借り上げバス等が考えられます。電車については、Osaka Metroが、校外学習の行き帰りの時間帯に、「子ども専用列車」及び「子ども優先列車」を5分間隔で運行させています。 災害時の対応については、日本国際博覧会協会より「防災基本計画」に加えて、大阪・関西万博公式webサイトに「防災・安全ページ」が開設され、猛暑や地震等の災害時の対応について記載されています。熱中症については、大屋根リング下にシェードを設置することで多くの日陰をつくったり、通路にミストを設置したりする等の対策がなされています。 学校や学年単位で万博会場に来場した場合においては、通常の校外学習等と同様、非常変災や事故等の可能性もふまえて計画を立てる必要があり、避難経路や引率する教員の体制等、十分配慮しなければならないと考えています。 今後も、大阪府と連携しながら情報収集に努め、学校と十分に情報を共有します。			

番 号	陳情第26号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第26項（学校教育部学校改革推進室） 堺市がめざす「新たな学校のあり方」は、急激に変化する時代を生きるこどもたちに必要な力を育むため、学校が状況に応じた適切な対応ができるよう中期的かつ総合的に学校の変革を推進することです。 中学校区を構成する小学校と中学校を1つのチームとして捉える「学校群」という仕組みで、小学校と中学校の教職員が一緒に考えて、多様なアイデアや考え方を出し合いながら今ある資源を有効活用し、小中9年間の学びを見通した「つながる教育」を行います。これらの取組によって、小学校と進学先の中学校の連携のみではなく、中学校区内の小学校同士の連携も進むことも期待され、教職員にとっても学校を越えて多様な考え方や手段を知るきっかけになると考えています。 学校群では、各学校のもつ強みや資源を活用しながら、めざすこども像の実現に向けた効果的な取組を進めることを期待するものであり、実施する内容や進め方等は、全市一律ではなく、各学校群がそれぞれの状況をふまえて行います。 令和5年度に5中学校区、令和6年度にはさらに3中学校区を加えた8中学校区で実施したモデル事業では、これまで大切にしてきたそれぞれの学校の取組を尊重しながら、各学校群の「強み」や「資源」をいかした様々な取組が行われました。モデル事業を通じて、こどもたちからは学校群内での交流による安心の声や、教職員からは学校群内で相談しやすい環境ができたといった声が聞かれました。 本年4月には、2年間の取組をもとに、全ての学校で、小学校と小学校、小学校と中学校の連携が進められるよう具体的な事例を掲載した参考事例集を学校に示しています。また、市民の皆様に対しても本市の新たな学校のめざす姿や実際の取組を知ってもらえるよう指針を作り、現在、市ホームページにて公表しています。今後も引き続き、本市の取組を広く知ってもらえるよう情報発信を行います。			

番 号	陳情第 2 6 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 7 項（教職員人事部教職員人事課） 本市では、国の法律で定められた学級編制基準に則って学級編制を行っており、通常の学級を編制する際、支援学級在籍児童生徒は含まないこととしています。 現在、小学校において全学年で 3 5 人以下の学級編制を行っており、中学校においても、全学年で独自の加配教員を配置し、 3 8 人以下の学級編制を行っています。 また、中学校については、国において令和 8 年度から 3 5 人以下の学級編制を導入するとの方針も示されています。 学級編制基準の改善及び教職員定数の増員について、国に対し要望しています。 第 2 8 項（学校管理部学校給食課） 本市では、学校給食がこどもたちの健全な成長と発達を支えるための重要な役割を担っていることに鑑み、子育て世帯の経済的負担を軽減し安全で安心な学校給食を提供するため、市独自施策として小学校給食費の無償化を、令和 7 年度から段階的に実施しています。なお、実施にあたっては、本市の財政収支見通しに鑑み、持続的な財政運営等を考慮しています。 あわせて令和 7 年度は、栄養バランスと量を保った学校給食を提供するため、小学校、中学校及び特別支援学校の全学年で米価等の食材費の高騰分を支援していますが、さらなる食材費高騰分の追加支援を実施するための補正予算を、令和 7 年第 2 回市議会に提出しています。 また、6 月からの安全で円滑な中学校給食実施に向け、4 月から 5 月までの間で、2 つの給食センターでは、給食運営事業者が調理や配送トレーニング、各中学校での配膳シミュレーション等を行います。 第 2 9 項（学校管理部学校施設課） 教育環境と避難所環境の向上を図るため、市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の体育館に空調を整備します。空調方式は、停電時にも運転可能な停電対応型のガスヒートポンプエアコンとします。令和 6 年度から整備設計を進めており、令和 7 年度から 5 か年で整備工事を完了する予定ですが、できる限り早急に整備が完了できるよう引き続き検討を進めます。 また、昨年度に最上階など空調の効きが悪かった教室については、これまでの間で遮熱カーテンの設置や天井裏への断熱対策等の対策を実施しています。			

番 号	陳情第 2 6 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 3 0 項、第 3 1 項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 放課後児童対策等事業は、本市の事業として「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 4 5 号）」に基づいた業務仕様書により委託しています。 なお「地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）」では、契約の方法は一般競争入札が原則と規定されています。本事業は、その一類型の総合評価一般競争入札を適用し、価格のほかに事業者の専門知識やノウハウ等に関する技術提案等を受け、価格と技術的要素を総合的に評価し、最も優れた案を提示したものを落札者として決定しています。 また、競争性、公平性を確保する観点から、一者との契約を長期間継続するのではなく、総合評価一般競争入札により最長 5 年間の契約をしています。 このことから、運営事業者に変更が生じる可能性があることは前提としつつ、事業の安定運営や業務従事者の継続雇用等の観点から、委託業務仕様書において「前受注者が雇用していた業務従事者の雇用について、当該業務従事者の意向を踏まえ、受注者及び前受注者が可能な限り協力する」よう規定しています。 今後も、専用教室のほか、学校の協力のもと放課後に活動できる共用教室等の確保を行い、児童が安全・安心に利用できる環境の提供に努めます。			
第 3 2 項（学校教育部教育課程課） 学校図書館において、児童生徒の読書活動・学習活動を支援するための専門的知識を有する学校司書の役割は重要であると認識しています。 本市では現在、全小・中学校及び支援学校 2 校への学校司書の週 2 日配置に加え、学校図書館サポーターも活用し、学校図書館の開館に努めております。各校において、司書教諭等を中心とした学校図書館に関わる教職員が協働し、学校図書館を効果的に活用できる体制を構築できるよう、環境整備を進めています。 学校司書等の配置については各校の学校図書館教育における実情を把握し、配置による効果や課題等についての検証を行い、引き続きそれらをふまえた適切な配置について検討を行います。			
第 3 3 項（学校教育部教育課程課、総務部総務課） 入学式、卒業式等における国旗の掲揚及び国歌の斉唱については、学習指導要領に則って適切に実施するように各学校に対して指導しています。 また、平成 1 1 年に「国旗及び国歌に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 2 7 号）」が制定され、自治体として市民が国旗に親しみをもち、国旗への理解が深められるよう啓発に努める必要があることから、本市施設での国旗掲揚について取り組むこととしました。現在、この基本方針に沿って学校園施設においても国旗の掲揚を行っています。			

番 号	陳情第 2 7 号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	6 月 1 2 日
(審査結果) 第 1 項 本市議会では、堺市議会基本条例第 4 条において「議員は、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行することを活動原則」とすることとし、また、第 2 8 条において「議員は、常に高い倫理観を持って、誠実かつ公正に活動することを通じて、市民との信頼のきずなを深め、その職責を果たすことによって、市勢の発展のために尽力しなければならない」と規定しています。 これらの規定に基づき、議員は法令を遵守しつつ、高い倫理観をもって議員活動を行っており、市民の皆様からの信頼に応えられるよう努めています。 今後も、議会の権能を十分に発揮し、市民福祉の向上と市政の持続的な発展に寄与してまいります。 第 2 項 市議会議員の定数は、地方自治法等において条例で定めるものとされています。 本市議会における議員定数については、これまで本会議等において、議員間でさまざまな議論が行われ、直近では令和 5 年第 4 回定例会において議論されました。 なお、これまでの議論は、市役所市政情報センター、各区役所市政情報コーナー、堺市各図書館等で会議録を閲覧することができ、また堺市議会ホームページからも会議録を検索してご覧いただくこともできます。	

番 号	陳情第 2 7 号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 3 項（政策企画部公民連携課） 本市では「堺市SDG s 未来都市計画（2021～2025）」を策定し、SDG s の各ゴール、ターゲット達成に向けた取組を進めています。各取組にはその進捗や達成状況を把握できる K P I を設定し、執行体制として市幹部で構成するSDG s 未来都市推進本部を設置するなど、各取組の効果的な推進に向けた庁内の環境も整備しています。 また、本市をはじめ企業や団体、教育機関、地域等で構成する「さかいSDG s 推進プラットフォーム」では、SDG s に関する情報を共有し、本市との連携や会員同士のマッチング・交流により、SDG s 達成に向けた様々な取組を行っています。 引き続き、多様なステークホルダーとの連携により、SDG s の目標達成に向けた取組を推進します。			

番 号	陳情第 2 7 号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 4 項（人事部人事課、労務課）

(1)

本市では、これまで、少数精鋭の組織で効率的な行政運営を行うため、適正な要員管理の取組を進めてきました。

今後についても、事務事業や組織体制の見直し、I C T等による業務の効率化、働き方改革などを推進し、行政需要の変化に柔軟に対応できる体制を整えながらも、全体としてスリムで効率的な職員体制の構築に努めます。

(2)

地方公務員の給与は、地方公務員法第 2 4 条第 2 項において、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されており、毎年度、民間企業の従業員の給与水準との均衡を考慮して行われる人事委員会勧告を踏まえ、決定しています。

令和 6 年度においては、一般職の職員の月例給が民間企業の従業員の月例給を 1 1 , 5 7 4 円（2 . 8 5 %）下回っていたこと及び期末・勤勉手当について職員の年間支給月数が民間企業での年間支給月数を 0 . 0 8 月分下回っていたことから、この較差を解消するよう堺市人事委員会より勧告があったため、月例給の引上げ改定を行い、期末・勤勉手当の年間支給月数を 4 . 5 月から 4 . 6 月へ引き上げました。

行政職の初任給については、高校卒は 1 5 , 8 0 0 円引き上げて 1 8 8 , 0 0 0 円、大学卒は 1 9 , 5 0 0 円引き上げて 2 2 0 , 0 0 0 円となります。

今後も、地方公務員法の趣旨に則り、適正な給与水準の維持に努めます。

(3)

地域手当は、公務員給与に地域の民間賃金水準をよりの確に反映させる目的で、公務員の給与水準を、民間賃金の地域間格差の事情等に応じて調整するために支給される手当です。

令和 6 年度においては、人事院において、地域間の給与水準の調整に関する枠組みの見直しとして、支給地域を市町村単位から都道府県単位へ広域化し、級地区分を 7 段階から 5 段階へ削減する措置を講じる勧告が行われ、堺市人事委員会からも、人事院勧告に準じて、支給割合を改定するよう勧告がありました。この勧告を受け、本市では、総務省が定めた地域手当の指定基準に基づき、地域手当の支給割合を、令和 7 年度は 1 0 % から 1 1 % へ、令和 8 年度以降は 1 1 % から 1 2 % へ引き上げました。

今後も、地方公務員法の趣旨に則り、適正な給与水準の維持に努めます。

番 号	陳情第 2 7 号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
(4) 堺市職員をはじめ地方公務員には、地方公務員法第三十三条において「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」とするサービスの根本基準が定められています。 これを遵守するため、堺市では「綱紀保持の基本指針」、「職員の心構え」及び「不祥事根絶に向けた職員行動方針」を周知し、服務規律の確保に努めておりますが、依然として非違行為など不祥事の根絶には至っていない状況です。 非違行為があった場合には、厳正に対処した上、改めて全職員に公務員としての自覚と責任を再認識するよう周知などを行います。 今後も不祥事が生じることのないよう服務規律の確保を徹底し、職員への啓発、研修の充実等により、高い倫理観を持った人材の育成に取り組めます。			
(5) 地方公務員の勤務条件については、地方公務員法第 2 4 条第 4 項において、「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」と規定されており、本市職員においては、堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 3 条で週休日を日曜日及び土曜日としています。 本市では、堺市職員ワーク・ライフ・バランス計画を令和 4 年 3 月に策定し、職員が柔軟な働き方や育児・介護・病気等と仕事の両立ができるように取組を進めています。 今後も国や他の地方公共団体の動向を踏まえながら、市職員が働きやすい職場環境の整備に努めます。			

番 号	陳情第 2 7 号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 5 項（税務部税制課）

消費税は、現役世代など特定の世代に負担が集中せず、税収が景気などの変化に左右されにくく、企業の経済活動にも中立的な安定財源とされており、国・地方が安定的に行政サービスを提供するための基幹的な税目となっています。地方団体にとっては、地方交付税の原資や、年金・少子化対策などの社会保障財源として、地方財政を支える貴重な財源となっています。

本市においても社会保障施策等の行政サービスを提供する上での貴重な財源と認識しておりますが、上記の内容を含む制度改正については、国会において審議決定されるべき事柄であると考えます。

第 6 項（財政部資金課、財政課）

本市では、持続可能な市政運営を確保するため、「持続可能な財政運営に向けた取組」の着実な推進等に加えて、組織運営面にも踏み込んだ構造的な改革を推進することにより、歳入確保と歳出削減に取り組むこととしています。

歳入確保については、企業の投資誘導や雇用促進等の産業分野における取組をはじめ、計画的な市街地整備や民間開発の誘導による地域の活性化により税収の確保を図るほか、ふるさと納税制度の活用による寄附の獲得など多岐にわたる取組を推進しています。

第 7 項（財政部財政課）

基金は、主に「年度間の財源調整」「経済事情の著しい変動や大規模災害等への備え」「特定の事業実施」に活用することを目的としています。

本市では、持続可能な財政運営を行い、基金を効果的に活用するため、令和 6 年度に「堺市基金活用指針」を策定しました。

本指針に基づき、経済事情の著しい変動や大規模災害等の不測の事態に備えつつ、持続可能な財政運営を行うために、財源調整機能は財政調整基金へ集約し、3 0 0 億円程度の確保を基本としています。

また、特定目的基金はそれぞれの目的に応じた事業に活用し、そのうち財産売却収入を主な財源とする公共施設等特別整備基金については、インフラや公共施設等の整備、更新に活用します。

将来にわたって経常的な歳出を伴う新たな事業については、収支のバランスを考慮した上で実施し、基金に依存しない財政運営に取り組めます。

番 号	陳情第 2 7 号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 8 項（市民生活部区政推進課） 区民等の意見を反映しつつ地域の実情や特性に応じた特色ある区行政を推進するため、各区に「区政策会議」を設置し、地域の安全・安心の強化、多様な主体との共創による区ブランドの構築、地域の魅力発信の強化などに取り組んでいます。 また、住民からの提案や意見を区役所が直接把握することができる「区長直行便」等を活用し、地域課題の迅速な解決や地域活性化を図っています。 さらに、中区役所に「深井駅周辺地域活性化推進室」を、西区役所に「政策推進室」を、北区役所に「新金岡地区活性化推進室」を設置し、地域の実情に応じた事業を効果的に進められるよう区役所の体制を強化しています。 今後も、各区役所が地域の実情や区民ニーズを的確に捉え、区局の連携により円滑に事業を推進し、特色ある区行政を実現できるよう取組を進めます。			
第 9 項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課） 高齢化や人口減少、価値観やライフスタイルの多様化などが一層進む中、国連サミットで採択されたSDGsにおいては、「誰一人取り残さない」ことを掲げており、国内においては、全ての人がいきがいを感じられる新しい社会の構築が課題とされています。 市政運営の大方針「堺市基本計画 2 0 2 5」において、重点戦略の施策を推進する上で、必要となる基本姿勢の一つに「多様性～Diversity～」を掲げています。お互いが、ちがいを認め合い、尊重することで自分らしく活躍できる社会の実現に向けた取組を進めます			

番 号	陳情第 2 7 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 0 項（健康部健康医療政策課） 市民の命と健康を守るため、大阪府、医療機関、医師会等と連携し、必要な健康医療施策を推進します。 第 1 1 項（障害福祉部障害施策推進課、障害支援課、障害福祉サービス課、健康部健康医療政策課） 本市では令和 6 年 3 月に策定した「第 5 次堺市障害者計画・第 7 期堺市障害福祉計画・第 3 期堺市障害児福祉計画」の基本理念「障害者が住み慣れた地域で、安心して、主体的に、心豊かに暮らせる共生社会の実現」に向けて、各施策や各事業を進めています。 障害施策を推進する担当課と関係団体との話し合い等の場には、健康医療政策課が必要に応じて同席します。 健康医療政策課に窓口を設置する予定はありませんが、医療も含めた生活全般に関するご相談は、各区に設置している障害者基幹相談支援センターでもお受けしており、ご相談内容に応じて適切な相談窓口をご紹介します。 第 1 2 項（障害福祉部障害支援課） 緊急時対応事業は令和 6 年度をもって終了し、令和 7 年度からは、障害者の緊急時における短期入所利用について、地域生活支援拠点等の認定を受けた短期入所事業所での受入れに統合しています。 なお、重症心身障害者（児）支援センター（ベルデさかい）は、指定管理者が運営する市立施設であり、同センターの短期入所利用者について、緊急時に受入れができるよう可能な限り調整を行っています。 第 1 3 項（保健所感染症対策課） 百日咳を予防するワクチンは、予防接種法に基づく定期接種の五種混合ワクチン又は四種混合ワクチンに含まれています。 本市では各区保健センターで母子手帳の配布時に五種混合ワクチン又は四種混合ワクチンをはじめとした定期接種についての対面での説明や 1 0 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児を対象とした個別通知による接種勧奨を行っています。 今後も引き続き、予防接種を希望する方が接種機会を逃さないよう丁寧に周知します。			

番 号	陳情第 2 7 号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 4 項（子育て支援部幼保政策課） 「こども誰でも通園制度」は、国においては子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として令和 7 年度から制度化され、令和 8 年度からは、新たな給付事業として全国の自治体において実施することとされています。 本市では、令和 7 年度から実施することで市民ニーズの把握等を行い、令和 8 年度からの本格実施に繋がります。			

番 号	陳情第 2 7 号	所管局	文化観光局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 5 項（観光部観光推進課） 大阪・関西万博の開催は堺をアピールする絶好の機会であり、本市としてもこの好機を逃さず、万博の効果を確実に取り込めるよう、本市への誘客取組として、令和 6 年度に引き続き、鉄道事業者と大阪府内自治体との共同による全国規模の観光キャンペーン等を実施しています。 さらに府内周遊や広域周遊の促進を通じて万博開催の効果を本市に波及させるため、関西観光本部や大阪観光局と連携し、本市の観光資源を活用した誘客プロモーション等を推進します。 また、大仙公園で 1 0 月に運行開始をめざすガス気球事業を活用し、ガス気球体験などを組み込んだツアー造成などに取り組みます。 引き続き、優良な観光コンテンツの創出、市内の周遊促進、効果的なプロモーションを行うことにより、本市への誘客や長時間滞在による宿泊観光を促し、市内消費の活性化につなげます。			

番 号	陳情第 2 7 号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 6 項（カーボンニュートラル推進部脱炭素先行地域推進室） 本市では、2050年カーボンニュートラル実現に向けた堺市地球温暖化対策実行計画に基づき、市有施設の温室効果ガス排出抑制に取り組んでいます。太陽光発電設備やLED照明の導入、区役所等での民間活力による徹底した省エネルギー化に加え、今後は市役所本庁舎等における実質的消費エネルギーゼロ化規格の認証取得や再生可能エネルギーの最大限の導入等、様々な手法を用いて環境に配慮した市有施設をめざします。 第 1 7 項（環境事業部資源循環推進課） 4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の考え方を基本とし、広報さかいやホームページ、ごみ減量出前講座、パネル展やイベント出展等において、市民の行動変容につながる情報発信を行っています。 特に4Rの中でも優先度の高いリフューズからリデュース、リユース、リサイクルと順に取り組んでいただくよう情報発信しており、引き続き実施します。 また、ごみの減量化施策における本市の具体的な取組として、協定締結事業者との協働によるレジ袋削減の推進、家庭ごみの各種分別収集、自治会等による古紙類の集団回収の推奨や使用済小型家電の回収・リサイクルを実施しています。 第 1 8 項（カーボンニュートラル推進部環境エネルギー課） 本市では、2050年カーボンニュートラル実現に向け、堺市地球温暖化対策実行計画に基づいて、企業に対する省エネ設備導入支援等を通じた脱炭素経営の推進や、市民に対する住宅用太陽光発電設備の導入支援等に取り組んでいます。 また、堺エコライフポイント事業や省エネ診断等の市民の行動変容を促す取組や、国から選定された脱炭素先行地域計画「堺エネルギー地産地消プロジェクト」により全国の脱炭素モデルとなる取組を進めています。引き続き、カーボンニュートラル実現に向けた様々な取組を推進します。			

番 号	陳情第 2 7 号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 1 9 項（1）（産業戦略部地域産業課） 本市では、公益財団法人堺市産業振興センターを中心に、市内中小企業の総合的支援を行っていますが、市内中小企業者の資金調達を円滑に進めるため、堺市産業振興センターや信用保証協会を保証機関とする多様な融資メニューを設けています。 令和 6 年度からは、一定以上の賃上げを行う市内中小企業者が「堺市経営安定特別資金融資」を利用する場合、信用保証料を市が全額負担するなど、企業の負担軽減や給与水準向上の支援も行っております。 今後とも、中小企業を取り巻く経済情勢と企業の経営実態に即した利用しやすい融資制度の構築に努めます。			
第 1 9 項（2）（産業戦略部イノベーション投資促進室） 本市では堺市イノベーション投資促進条例による市税優遇制度や企業成長促進補助金等の企業投資促進事業において、成長産業分野や研究開発機能などの投資に重点を置いた支援措置を講じています。イノベーション投資促進条例では令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間で 2 9 件の投資計画を認定し、認定投資額の累計は約 3, 5 5 6 億円、雇用見込数約 6, 3 0 0 人となっています。 さらに本年 4 月からはイノベーション投資促進条例を一部改正し、脱炭素エネルギー供給拠点の整備や特定重要物資・技術に関する投資を重点化したほか、家屋整備を伴わない投資を対象に加え、既存事業所における再投資をより促進するなど、内容を拡充しています。 引き続きイノベーション投資促進条例を中心とした企業投資促進事業を実施することで、本市における雇用機会及び事業機会の拡大を図り、本市産業の持続的な発展及び市民生活の向上に向けて取り組んでまいります。			
第 1 9 項（3）（産業戦略部中百舌鳥イノベーション創出拠点担当） 本市では、中百舌鳥エリアをイノベーション創出拠点と位置づけ、堺市基本計画 2 0 2 5 の K P I 「イノベーション創出につながる事業数 1 0 0 件」の 2 0 2 5 年までの達成と、地域、社会の課題解決や新たな価値をもたらすイノベーションに資する取組を通じて堺・中百舌鳥イノベーション創出拠点の形成を進めています。 イノベーション交流拠点「Community room cha-shitsu（茶室）」での起業家や学生、支援機関等の交流をはじめ、未来のイノベーション創出の担い手であるこどもや若者を対象としたプログラム、社会課題解決につながる新たな事業の構築や事業の成長を加速化するアクセラレーションプログラムなど対象者の事業ステージに合わせた支援を実施することで、堺・中百舌鳥からの連続的なイノベーション創出に取り組んでいます。			

番 号	陳情第 2 7 号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 0 項（農政部農水産課） 本市では「堺市農業振興ビジョン」において、戦略のひとつとして「持続可能な農業振興」を掲げ、担い手の確保・育成を進めるため、販売農家の経営規模拡大や多様な担い手の活躍の支援等を行っています。 新規就農者を確保するため、農業技術指導に実績のある相談員による相談窓口を設置し、相談内容に応じて大阪府等と連携し、就農に向けた段階的な支援を行っています。また、就農後の定着化に向け、農業技術や経営向上に係る支援、生産規模の拡大や農作業の効率化に必要な施設・機械の整備の支援に取り組んでいます。 その他、超省力・高品質生産を実現する新たな農業、いわゆるスマート農業などの導入に必要な機械・施設の整備を支援するなど、本市農業の振興及び活性化を図る取組を進めます。 第 2 1 項（農政部農水産課） 本市では「地産地消の推進」を基軸とした農業振興に関係機関等と連携して取り組んでおり、引き続き米を含む堺産農産物の地域内利用を推進し、継続的な生産が可能となるよう農業者の支援を行います。			

番 号	陳情第 2 7 号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 2 項（都市整備部都心未来創造課） 本市では「多様な人が交流し、企業が集まる、堺の成長をけん引する魅力的な堺都心部」をめざし、令和 5 年 5 月に「堺都心未来創造ビジョン」を策定しました。 ビジョンのめざすべき将来像の実現に向け、堺東、環濠、堺駅・堺旧港の各エリアが有する類いまれな歴史文化や多様な都市機能等の地域資源を活かし、観光・産業・都市空間形成等による「魅力を磨く」取組や、人・地域・資源等をつなぐ「魅力を結ぶ」取組、公民連携によりエリア価値を向上させる「魅力を育てる」取組を、方向性として位置付けています。 現在、堺東エリアにおける瓦町公園周辺ゾーンの市街地整備に向けた取組や、環濠エリアにおける地域と連携した魅力創出の取組や元堺消防署の活用、堺駅・堺旧港エリアにおける大浜北町市有地や護岸及び護岸後背地の活用等に取り組んでおり、引き続き、市民・事業者等多様な主体と公民連携のもと推進します。			

番 号	陳情第 2 7 号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 2 3 項（道路部連続立体推進課）

南海高野線連続立体交差事業については、令和 4 年 3 月に事業認可を取得して事業に着手し、測量や物件調査を行いながら事業に必要となる用地取得を進めています。今後は、引き続き鉄道事業者と緊密に連携を図りながら、早期の鉄道工事着手をめざし、着実に事業を推進します。

第 2 4 項（公園緑地部公園監理課）

公園の活用については、本市において令和 3 年 8 月に堺市パークマネジメント計画を策定し、これまでの行政主導による維持管理中心の公園管理運営から転換し、多様な主体との連携・協働により利用者の視点・経営的視点に立って都市公園の管理運営を戦略的に推進することにより、より質の高い公園サービスを提供し、都市公園の活性化を図っております。

第 2 5 項（サイクルシティ推進部自転車環境整備課）

本市では令和 5 年 3 月に策定した「堺市自転車活用推進計画」に自転車ネットワークとして位置付けた路線について、自転車通行空間の整備を進めています。自転車通行空間の連続性を確保した自転車ネットワークを形成することにより、自転車による周遊を促し、地域の活性化や賑わい創出につなげます。

番 号	陳情第 2 7 号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 6 項（水道部水運用管理課）（健康福祉局保健所生活衛生課） 堺市の水道水は、全量を大阪広域水道企業団から受水しており、その水源は淀川です。堺市内には水道水の水源はありません。また、環境省が令和 7 年 4 月に公表した全国の河川及び地下水の調査結果において、暫定指針値を超えた 2 4 2 地点の中に淀川は含まれていません。 堺市では市民の皆さまに安心して水道水をご利用いただけるよう、令和 6 年 5 月に市内の水道水における P F O S 及び P F O A の実態調査を実施しました。その結果、いずれも国の暫定目標値を大きく下回っていることを確認しています。 この調査結果は、上下水道局のホームページをはじめ「広報さかい」、上下水道局発行の情報誌「すいちゃんからのおたより」、S N S（X）を通じて広く市民の皆さまにお知らせしています。 また、令和 7 年度には調査回数を年 4 回に拡充し、引き続き、市民の安心につながる取組を進めます。 なお、井戸水については水質が一定ではないため、飲用しないよう市ホームページや「広報さかい」などで周知を行っています。			

番 号	陳情第 2 7 号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 7 項（経営企画室経営マネジメント担当） 上下水道事業は、地方公営企業法に基づき、浸水対策等の市の一般会計が負担すべき経費を除く事業に必要な経費は当該事業の経営に伴う収入をもって充てる、いわゆる独立採算制を基本としており、料金収入をはじめ建設改良工事や施設維持管理などの事業費における中長期の見通しを踏まえた経営への影響を分析しながら事業を推進することが重要です。 しかしながら、上下水道事業を取り巻く経営環境は、水需要の減少をはじめ、物価高騰や金利の変動など国内外の情勢変化の影響によって厳しい状況にあります。 また、令和 6 年 1 月に能登半島地震が発生し、同年 8 月には南海トラフ地震臨時情報（巨大地震情報）が発表されるなど、いつ発生してもおかしくない大規模災害への備えが求められています。 更には、全国各地で検出されている有機フッ素化合物（P F O S）や令和 7 年 1 月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故等を受けた上下水道施設の老朽化問題が報道等でクローズアップされるなど、上下水道の安全・安心に対する関心が高まっています。 本市は、令和 5 年 2 月に策定した堺市上下水道事業経営戦略 2 0 2 3－2 0 3 0 に基づき事業を推進していますが、前述した経営環境の変化に対しても臨機に対応するため、毎年度実施する P D C A マネジメントにより経営状況や事業上の課題を的確に把握し、迅速に対応策を検討する体制を構築しています。 また、経営環境の大きな変化やリスクが生じた際は、その都度、事業や経営への影響を評価し、課題分析や対応方針を検討しています。特に、収入の根幹となる水道料金・下水道使用料の減少傾向をはじめ、エネルギー価格の動向や金利の変動など、経営に大きな影響を及ぼすリスクのある事項については、その動向を注視しています。 先行き不透明な経営環境においても、ライフライン事業者としての役割を果たすため、市民の安全・安心の確保に向けた取組を進める上での課題やリスクを的確に把握し、時機を逸することなく対応します。			

番 号	陳情第 2 7 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 8 項（1）(学校教育部教育課程課) 当該事務の精度を高め、より実効性があるものとするために、「調査書作成の手引」を見直し、誤記載の過去事例を強調することや、調査書に記載する全項目の点検方法をより明確に示しました。また、校長、教頭、進路指導主事等への研修等を通じ、調査書が生徒の将来を決定する重要な書類であり、その作成については、組織全体で取り組む必要があることを全教員に周知徹底しています。 その結果、令和 7 年度入学者選抜において本市の中学校が提出した調査書に誤記載は発生しておりません。引き続きこれらの取組を継続し再発防止に努めます。 第 2 8 項（2）(学校教育部生徒指導課) 体罰は重大な人権侵害であると捉えています。全教職員対象の研修により体罰に対する教職員の認識を高める等、体罰の根絶に向けて取り組んでいます。 第 2 8 項（3）(学校教育部生徒指導課) 不登校児童生徒の支援については、児童生徒がどのような状態にありどのような支援を必要としているか、校内不登校対策委員会等で見極めを行った上で、個々の状況に応じた支援を行っております。なお、必要に応じて、学校外の関係機関と連携して、支援を行っています。			

番 号	陳情第 2 8 号	所管局	総務局
件 名	政党機関紙について		
第 1 項、第 2 項、第 3 項（行政部行政総務課） 市役所敷地内での政党機関紙の購読勧誘行為は、堺市庁舎管理規則（以下「規則」という。）第 7 条第 1 項第 3 号の『物品の販売又は宣伝、保険の勧誘その他これらに類する行為』に該当し、あらかじめ庁舎管理者の許可を要する行為となります。 なお、許可しない要件である規則第 7 条第 5 項第 5 号の『特定の宗教的又は政治的見解に加担するおそれがあると認めるとき。』に該当すると認められる場合は、申請があっても許可しません。また、規則に基づく政党機関紙の購読勧誘行為に係る許可の申請があった記録はありません。			

番 号	陳情第 2 9 号	所管局	I C Tイノベーション推進室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第1項（I C Tイノベーション推進室） マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として導入されています。 情報の取り扱いについては、個人情報を集約して「一元管理」するのではなく、従来どおり各機関等が保有し、必要な情報を必要な時にやりとりする「分散管理」をしたうえで、手続きを受け付ける行政職員だけが必要な情報に限ってアクセスできる仕組みとしています。さらに、第三者機関の個人情報保護委員会が監視・監督することで不正なアクセスが行われないようにしています。 マイナンバーの記入については、各手続において申請書等へのマイナンバーの記入が法的に定められている場合がありますが、記入いただけない場合でも不当な取り扱いを行うことはありません。			

番 号	陳情第 2 9 号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 2 項（人事部人事課）（財政局契約部調達課） 本市では、職員が職位に応じて必要となる能力を向上できるよう、また憲法をはじめ職務上必要な法令を理解し、法令に則して職務を遂行するよう、職員研修やO J Tに取り組んでいます。今後も引き続き職員研修などの充実に努めます。 また、本市が発注する委託契約の受託者に対して、業務委託契約書の中で、日本国の法令遵守を規定しており、これら関係法令の遵守について、引き続き徹底を図ります。			

番 号	陳情第 2 9 号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 3 項（税務部税制課） インボイス制度は、複数税率制度のもとでの適正な課税の確保を目的に導入された制度であり、上記に係る制度改正については、国会において審議決定されるべき事柄であると考えます。 第 4 項（税務部税制課） 納税者の権利憲章制定の要否については、我が国の税務行政全般に関わることであることから、国会において審議決定されるべき事柄であって、本市から意見すべきものではないと考えています。 本市の税務行政においては、関係法令を遵守し公正公平な賦課徴収を実施するとともに、納税者の実情に応じた徴収猶予等の対応を実施しております。今後も適正な税務行政を確保するために必要な研修等を行います。 第 5 項（税務部税制課） 国税における申告書等の控えへの收受印の押印廃止に伴い、これまで收受印を押印した控えの提出を求めていた本市の事務等については、代替的な手段で必要な確認を行えるよう運用変更等の対応を行いました。 なお、押印の有無などの国税に係る具体的な運用については、国において適切に判断すべきものと考えています。 第 6 項（税務部税制課） 定額減税に係る不足額給付については、令和 7 年 7 月下旬頃に対象者の方に通知ができるよう、事務を進めているところです。本市が把握可能な給付対象者については、給付額を含め本市から通知いたします。また本市が給付対象者の振込先口座の情報を有している場合は、対象者からの申請不要で当該口座に振り込むことで給付を完結することを予定しており、口座情報を有していない方についても、郵送及び電子申請システムにより申請していただけるように準備いたします。 今後これらの対応については、広報さかいや堺市ホームページにおいて、広く周知いたします。			

番 号	陳情第 2 9 号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第 7 項（長寿社会部国民健康保険課） 保険料率抑制を目的とした繰入れは行わないよう国が示しており、「大阪府国民健康保険運営方針」においても令和 6 年度の保険料率完全統一後は「保険料率引下げを目的とする基金の繰出しは認めない」こととされています。 令和 6 年度以降の統一保険料率についてもより一層の低減が必要であるため、本市は、大阪府に対し更なる公費投入の拡充を国に求めることや、被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を講じることを引き続き検討するよう意見具申を行い、その結果、令和 6 年度から府内全体で保険料率の抑制策が実施されることとなりました。 また、国に対し、国民健康保険制度の構造的な問題の解決として、医療保険制度を一本化するなどの抜本的な改革を行うよう、また、改革が行われるまでの間は、国民健康保険財政に対し、国庫等の公費負担の更なる引上げ等を行うよう要望しています。 未就学児の均等割軽減についても、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、対象となる年齢及び軽減割合の拡大を国に要望しています。 今後も被保険者の負担増加の抑制のため、引き続き大阪府や国に対する要望等を行います。 独自の保険料・一部負担金の減免制度については、大阪府国民健康保険運営方針において府内統一基準が定められたことを受けて、本市では平成 3 0 年度から府内統一基準に合わせて実施しており、独自の減免制度を設けることは考えていません。			
第 8 項（長寿社会部国民健康保険課、医療年金課） 令和 6 年 1 2 月 2 日から、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しましたが、令和 6 年 1 2 月 1 日時点において有効な国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者証をお持ちの方は、証の有効期限まで使用できます（有効期限までに脱退等された場合を除く。）。 また、マイナ保険証の利用登録は任意であり、被保険者証の有効期限後に、マイナ保険証の利用登録をしていない方には、従来の被保険者証に代わるものとして、資格確認書を交付します。なお、後期高齢者医療制度については、国の事務連絡に基づき、マイナ保険証の利用登録をしている方にも、令和 8 年 7 月まで資格確認書を交付します。 マイナ保険証の利用登録を行わなくても従来通り医療機関で受診していただくことができることは、引き続き広報紙や本市ホームページ等で周知を行います。			

番 号	陳情第 2 9 号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第 9 項（産業戦略部産業企画課）

中小・小規模企業は、地域経済と雇用を支える重要な存在であると認識しています。

「堺産業戦略」の策定にあたっては、中小企業者をはじめとする地域の企業の実態を把握するため、市内中小企業者にアンケート調査を実施したほか、有識者らで構成する懇話会の開催やパブリックコメントの実施など、様々な観点からの意見を取り入れています。

そうした認識のもと、本市では「堺市基本計画 2 0 2 5」や「堺産業戦略」において、産業振興に関する方針を定め、これらの方針に基づき、経営基盤の強化や人材確保の支援など中小・小規模企業に対する各種施策を臨機応変に展開しています。

今後とも、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に中小・小規模企業を支援することで、地域循環型経済を推進し、地域経済の活性化を図ります。

第 1 0 項（産業戦略部地域産業課）

本市では、賑いの創出や売上向上に資する事業に取り組む商店街に対し、補助金の支出を通じて、その取組を支援しています。また、地域住民の買物利便性の向上や生活環境の充実を図るため、商店街等が主体的に取り組む新規テナント誘致活動や空き店舗の活用等において賃料を含む経費の補助を行っています。

加えて、市内中小企業者への支援として、公益財団法人堺市産業振興センターにおいて専門家派遣による経営支援や金融支援などの総合的支援を行うほか、堺商工会議所と連携し、弁護士・中小企業診断士・社会保険労務士・税理士などによる無料相談を実施しています。

今後とも、各種支援を通じて、地域商業の振興に取り組みます。

第 1 1 項（産業戦略部地域産業課）

電気・ガス代や資材の高騰につきましては、中小企業全般の課題であると認識しており、本市においては、小規模事業者を含む中小企業を対象とした経営支援を行っています。

電気・ガス代や資材の高騰をはじめとする事業環境の変化に伴う様々な経営課題に対して、堺商工会議所及び公益財団法人堺市産業振興センターにおいて相談窓口の設置や専門家の派遣（原価管理の仕組み改善やエネルギーコストの低減提案等）を行うことで、解決に寄与できるよう取り組んでいます。

また、本市では、小規模事業者を対象とする金融支援として大阪信用保証協会や公益財団法人堺市産業振興センターを保証機関とする、堺市中小企業融資制度、大阪府制度融資などのあっせん・紹介を行っており、運転資金や設備資金に対するニーズに応えられるメニューを整備しています。

今後とも中小企業を取り巻く経済情勢と経営実態に即した制度の構築に努めます。

番 号	陳情第30号	所管局	子ども青少年局
件 名	子どもの権利条例について		
第1項（子ども青少年育成部子ども企画課） 本市では、令和7年3月に策定した「堺市こども計画」において、「こども・若者の権利の保障及び意見聴取と施策への反映に向けた取組の推進」を掲げており、こどもを権利の主体とし、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を実現することを根幹に全ての施策を推進しています。 本計画のもと、庁内における意識醸成のみならず、地域社会全体への周知・啓発等に、庁内外関係機関と連携してより一層取り組んでまいります。 現時点で、こどもの権利条例の制定を予定しているものではありませんが、本市のこどもの権利保障の取組について、子ども・子育て会議等を通じて検証・評価を行いつつ、他市事例も踏まえて、必要性などを研究してまいります。 第2項（子ども青少年育成部子ども企画課） 本市では、いじめや虐待、体罰などからこどもを守り、全てのこどもの人権が尊重され擁護されるまちを実現するため、各所管課において、電話やメール、SNS等を活用した相談窓口を設置し、相談内容によっては、こども本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、関係機関等と相互に連携・協力を図っています。 引き続き、相談体制の充実を図りつつ、公的な第三者機関であるこどもの権利擁護機関の設置については、他市事例を踏まえ、検討してまいります。 第3項（子ども青少年育成部子ども企画課） 条例の制定等を行う場合、委員会を設置することは、専門的・多角的な検討を行う上で、有効な手段の一つであると認識していますが、現時点においては、第1項、第2項に対しての回答に記載のとおり、こどもの権利条例の制定の必要性や、公的な第三者機関であるこどもの権利擁護機関の設置について、研究・検討を進めてまいります。			

番 号	陳情第 3 1 号	所管局	健康福祉局
件 名	新型コロナウイルスワクチンについて		
第 1 項（保健所感染症対策課） 広報さかいによる予防接種健康被害救済制度の周知については、令和 7 年度は広報さかい 8 月号への掲載を予定しています。今後も広報さかいをはじめ、本市ホームページでの周知や市内医療機関での案内など、市民に同制度の情報が届くよう引き続き取り組みます。 第 2 項（保健所感染症対策課） 予防接種健康被害救済制度の申請時に、医療機関から診療録等の書類を数多く入手いただく際の費用負担が申請の負担であることは認識しています。 本市では予防接種の副反応による健康被害救済に関する文書費用の助成については、本来国において制度化することが望ましいと考えており、新型コロナワクチンの副反応や後遺症、救済制度の現状に関して厚生労働省との情報共有や大阪府への働きかけ、政令指定都市の会議において意見交換を行いました。また、関西広域連合や全国衛生部長会として、救済制度申請時の手続の簡素化や文書料の助成について、国への要望を行いました。今後はさらに、大都市衛生主管局長会議や本市からも国への要望を予定しており、引き続き申請時の負担軽減について働きかけを行います。 第 3 項（保健所感染症対策課） 感染症対策課では新型コロナワクチンの接種を受けた市民の方の接種記録を予防接種法に基づき保存しており、被接種者の性別、年齢、接種日、ロット番号のデータについては提供が可能です。しかしながら、被接種者の死亡日のデータは保有していないため提供ができません。御理解くださいますようお願いいたします。			

番 号	陳情第 3 2 号	所管局	健康福祉局
件 名	公共交通について		
第 1 項（障害福祉部障害施策推進課、障害支援課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課） 身体障害者及び知的障害者に対しては、社会参加への支援として J R、私鉄各社やバス会社等において旅客運賃の割引制度が設けられており、令和 5 年 4 月から近鉄、同年 1 0 月から南海の私鉄各社に加え、令和 7 年 4 月からは J Rにおいても、精神障害者手帳所持者への運賃割引制度が創設されるなど、制度の拡充が進んでおり、現時点では、高齢者と同様の制度を本市で実施する予定はありません。 また、重度障害者が、本市が指定する福祉タクシー等を利用する際に利用料金の一部を助成する「重度障害者福祉タクシー利用料金助成」を行い、障害者の社会参加を促進しています。 今後も引き続き、障害者が住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、障害施策の推進に努めます。 こどもについては、子育て世代の利用促進や経済的支援等を目的に、各鉄道・バス事業者等において、年齢別の旅客区分による小児運賃割引制度や、通学用定期券割引制度などが設けられており、現時点では、高齢者と同様の制度を本市で実施する予定はありません。 今後も引き続き、こどもが健やかに育ち、より安心して子育てをすることができるよう、子育て世代の多様なニーズを的確に捉えた子育て支援の充実に努めます。			

番 号	陳情第32号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		

第2項（交通部交通政策課）

本市では、市民の方に積極的にバスを利用していただくため、バス等のおでかけ応援制度や、全ての人が利用しやすいノンステップバスやバスロケーションシステムの導入支援等、限られた市の財源の中で必要と判断する施策を実施しています。

ご要望にある全市民を対象にバス運賃を200円均一とする制度を実施する場合、運賃は低廉化される一方で、正規運賃との差額支援に必要な多額の財源の確保や、全市民へのカード等の発行、システムの構築、バスの車載機器の整備・改修等、財政・技術面において大きな課題があると考えています。

引き続き交通事業者と連携しながら、公共交通の利便性向上及び利用促進に取り組めます。

第3項（交通部交通政策課）

バスの運行ダイヤは、令和6年4月に時間外労働の上限等が設けられた改善基準告示が改正されたことにより慢性的な運転士不足が深刻化する中、バス事業者において、利用者数や運行本数の需給バランス等を踏まえて総合的に判断され、便数の維持が困難な場合にやむを得ず見直しがなされています。

そのような状況に対して、本市としては、令和7年3月に南海バス株式会社と締結した連携協定書に基づき、相互に連携・協力しながら運転士等の担い手確保に向けた団体等への働きかけや、運転士等に関心のある団体等の把握、周知広報等に運転士の採用に係る周知・広報等事業者と連携して取り組めます。

また、ダイヤ改正等の際にはバス事業者によりホームページやバス停への掲示等により利用者への周知を実施していますが、大幅な減便や廃線等多くの市民生活へ大きな影響を及ぼす場合にはより丁寧な周知等を行うようバス事業者と連携します。

番 号	陳情第 3 2 号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		

第 4 項（交通部交通政策課）

交通事業者は、路面公共交通サービスの円滑かつ安全な提供を促進する役割を担っており、本市はそれら公共交通の維持・確保に向けて、様々なご要望やご意見に対して、その内容を検討し、交通事業者と連携しながら、可能な限り公共交通の利便性向上及び利用促進を図っています。

またバス待ち環境について、路線バスを運行している南海バス株式会社へ確認したところ、「当社では主に駅等の主要なバス停において、上屋（屋根）を設置しています。その他のバス停については、設置費用や維持管理のコスト面等の課題があり、今後の研究課題として承らせていただきます。」と伺っています。なお、南海バス株式会社では、バス停での待ち時間短縮等を目的とした携帯電話等でバスの現在位置をリアルタイムで把握できるバスロケーションシステムを導入し、利用者の利便性向上に努めています。

本市としては、バス待ち環境の改善は利用者の利便性・快適性を高め、利用促進につながるものと考えており、駅前広場や公共施設等の整備の機会を捉えて、交通事業者等と連携し、バス待ち環境の改善に努めます。

番 号	陳情第 3 3 号	所管局	文化観光局
件 名	景観形成等について		
第 1 項（歴史遺産活用部文化財課） 歴史的風致形成建造物については現在市ホームページに掲載し、周知を図っていますが、指定の提案制度については記載がありませんでした。ご意見を受け、所有者による提案制度があることを広く周知するため、同ページに掲載しました。 第 2 項（歴史遺産活用部文化財課） 当該プレートは、歴史的風致形成建造物に指定された建物であることを周知する目的で設置される標識で、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）に基づき、堺市歴史的風致形成建造物の標識に関する規則を定め、設置しています。 歴史的な建造物の外部に設置するサイン等であることから、建物や周辺景観の雰囲気に調和するようなサイズやデザインとしています。 第 3 項（歴史遺産活用部文化財課） 歴史的な建造物の外部に掲示するサイン等は、建物の外観や周辺景観の雰囲気を妨げることのないよう最小限にしています。 町家歴史館山口家住宅、井上関右衛門家住宅（鉄炮鍛冶屋敷）、清学院については、いずれも外部に文化財公開活用施設であることを示した入館案内を掲示し、建物内部を公開するほか、パネルや二次元コード等で建物の説明を行っています。			

番 号	陳情第 3 3 号	所管局	建築都市局
件 名	景観形成等について		
第 4 項（都市計画部都市景観課） 本市には長い歴史を物語る貴重な建造物等の歴史文化資源が今も残っており、それらを生かして地域の特性に応じた魅力的な景観を創出する必要があると考えています。今後、堺市景観計画に定める指定の方針を踏まえ、景観重要建造物の指定に向けて必要となる手続きの整理や指定すべき建造物について検討します。 第 5 項（都市計画部都市景観課） 本市としても市民と協働して良好な景観を形成することが重要と考えており、景観重要建造物の指定は所有者等からも提案できる制度となっているため、景観重要建造物の指定について必要となる手続きの整理等を行ったのち、ホームページで広く周知します。 第 6 項（都市計画部都市景観課） 本市の貴重な建造物等の歴史文化資源を景観重要建造物に指定することは、良好な景観の形成や歴史文化資源の保全につながると考えています。今後、堺市景観計画に定める指定の方針を踏まえ、景観重要建造物の指定に向けて必要となる手続きの整理や指定すべき建造物について検討します。			

番 号	陳情第 3 4 号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		

第 1 項（交通部交通政策課）

バスや鉄道等大量輸送を担う公共交通において、様々な利用者の希望する全ての目的地に応じて、バス路線を設定することは困難であり、目的地まで既存路線を乗り継いでご利用いただくことにより、それぞれの路線を維持・確保しています。

バス路線の新設については、経営状況・事業性等を踏まえて事業者が総合的に判断されと考えていますが、現在、人口減少やコロナ禍における新しい生活様式の定着に伴う通勤・通学利用の減少や燃料費高騰等による運行コストの増大に加えて、深刻化する運転手不足によりバス事業者の経営環境はさらに厳しい状況にあります。

泉ヶ丘から鳳駅へのバス路線の新設については、引き続き当該地域を運行している南海バス株式会社にお伝えいたします。

第 2 項（交通部交通政策課）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害施策推進課、生活福祉部地域共生推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課、子ども育成課）

おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的とし、65歳以上の堺市民の方が市内の路線バスと阪堺電車を1乗車100円で利用できる制度です。この制度趣旨に鑑み、対象年齢未満のこども、障害者、妊婦及び生活困窮者は対象としていません。

本市としては、今後とも庁内関係部署や交通事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努め、高齢者の社会参加及び健康増進を推進します。

第 3 項（交通部交通政策課）

おでかけ応援バスは、バス利用にかかる通常運賃について「おでかけ応援カード」を提示することにより1乗車100円でご利用できる制度であり、バスの乗り継ぎに関してはバス事業者の乗り継ぎ制度を前提としています。

南海バス株式会社に確認したところ、「バス乗り継ぎ制度については、導入した場合の減収分を補う原資が無く営業収支の悪化が見込まれるため、検討はいたしかねます。」と伺っています。

本市としては、今後とも交通事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努めます。

番 号	陳情第 3 5 号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		

第 1 項、第 4 項（交通部交通政策課）

当該地域を運行している南海バス株式会社に確認したところ、「全国的な路線バスの乗務員不足について弊社も例外ではなく、乗務員の確保について年々苛烈を極める状況になっております。令和 6 年 4 月から自動車運転者の労働時間等の改善のための基準である「改善基準告示」が改正され、乗務員の休日出勤等最大限の運営で路線バスの運行を継続して参りましたが、日々深刻化する状況に対して路線バス全域の利用状況を鑑みた上で、便数を維持することは困難であると判断し、利用者数と運行本数の需給バランスを踏まえ、やむを得ず当該路線のダイヤ改正を実施させていただいております。ご利用のお客さまにはご不便をお掛けし誠に申し訳ございませんが、バス事業を取り巻く環境や弊社の現況をご賢察の上、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。」と伺っています。本市としては、引き続き南海バス株式会社へ地域の方の声をお伝えし、働きかけを行います。

本市では路線バスの運転士等の担い手確保に取り組むことにより、市民の日常生活や経済活動を支えるバス路線の維持・確保を図ることを目的として令和 7 年 3 月に南海バス株式会社と連携協定書を締結しています。本連携協定書に基づき、運転士等の担い手確保に向けた団体等への働きかけや、運転士等に関心のある団体等の把握、周知広報等に事業者と連携して取り組みます。

引き続きバス事業者と連携して、運転士等の担い手確保に向けた効果的な施策について検討します。

第 2 項（交通部交通政策課）

本市では市民の日常生活に必要不可欠なバス路線に対して、運行に要する費用を補助することで路線の維持確保を図っています。

また、全ての人が利用しやすいノンステップバスやバスロケーションシステムの導入支援、阪堺電車への低床式車両の導入や線路・踏切等の更新等に対する支援、及び 6 5 歳以上の堺市民の方がバスと阪堺電車を 1 乗車 1 0 0 円で利用できるおでかけ応援制度等を実施し、公共交通の利便性・安全性の向上や利用促進に交通事業者と連携して取り組んでいます。

公共交通は市民等の多くの方に利用していただくことにより、路線の維持確保、ひいては交通事業者によるサービス向上にもつながるものと考えており、本市としては、引き続き交通事業者と連携・協働し、公共交通の利便性向上及び利用促進に取り組めます。

番 号	陳情第 3 5 号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
第 3 項（交通部交通政策課） バス待ち環境について、路線バスを運行している南海バス株式会社へ確認したところ、「当社では主に駅等の主要なバス停において、上屋（屋根）を設置しています。その他のバス停については、設置費用や維持管理のコスト面等の課題があり、今後の研究課題として承らせていただきます。」と伺っています。なお、南海バス株式会社では、バス停での待ち時間短縮等を目的とした携帯電話等でバスの現在位置をリアルタイムで把握できるバスロケーションシステムを導入し、利用者の利便性向上に努めています。 本市としては、バス待ち環境の改善は利用者の利便性・快適性を高め、利用促進につながるものと考えており、駅前広場や公共施設等の整備の機会を捉えて、交通事業者等と連携し、バス待ち環境の改善に努めます。			

番 号	陳情第 3 6 号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
第 1 項、第 2 項、第 3 項（交通部交通政策課）			
当該地域を運行している南海バス株式会社に確認したところ、「全国的な路線バスの乗務員不足について弊社も例外ではなく、乗務員の確保について年々苛烈を極める状況になっております。令和 6 年 4 月から自動車運転者の労働時間等の改善のための基準である「改善基準告示」が改正され、乗務員の休日出勤など最大限の運営で路線バスの運行を継続して参りましたが、日々深刻化する状況に対して路線バス全域の利用状況を鑑みた上で、便数を維持することは困難であると判断し、利用者数と運行本数の需給バランスを踏まえ、やむを得ず当該路線のダイヤ改正を実施させていただいております。ご利用のお客さまにはご不便をお掛けし誠に申し訳ございませんが、バス事業を取り巻く環境や弊社の現況をご賢察の上、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。」と伺っています。本市としては、引き続き南海バス株式会社へ地域の方の声をお伝えし、働きかけを行います。 本市では路線バスの運転士等の担い手確保に取り組むことにより、市民の日常生活や経済活動を支えるバス路線の維持・確保を図ることを目的として令和 7 年 3 月に南海バス株式会社と連携協定書を締結しています。本連携協定書に基づき、運転士等の担い手確保に向けた団体等への働きかけや、運転士等に関心のある団体等の把握、周知広報等に事業者と連携して取り組みます。 引き続きバス事業者と連携して、運転士等の担い手確保に向けた効果的な施策について検討します。			

番 号	陳情第37号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		

第1項（交通部交通政策課）

SMI 都心ラインは、「堺都心未来創造ビジョン」に基づき、自動運転等の新技術を活用・導入した車両に加え、待合環境の向上や情報発信機能等を備えたバス停の整備を一体的に進めることで堺シャトルバスの利便性向上を図り、堺都心部における便利・快適な移動環境の構築をめざすものです。

本市では、令和5年7月に市民や交通事業者等で構成する「SMI 都心ライン等推進協議会」を設置し、協議会での議論を経て「SMI 都心ライン及び関連取組に関する導入計画（案）」を作成し、パブリックコメントや説明会、オープンハウスを通じて市民等のご意見を伺いました。

人口減少や高齢化が進展する中、バス運転士不足が深刻化しており、市内でも減便が相次いでいます。こうした課題に対応するため、自動運転技術の導入が全国的に注目されており、本市でもその活用を進めています。

さらに、バリアフリー対応のプラットフォーム整備などにより、車両との隙間をできるだけ小さくすることで高齢者や障害者等全ての人が移動しやすいバリアフリー環境の実現をめざします。

今後も市民の皆様への説明や実証実験を積み重ねるなど、社会受容性の向上を図りながら、引き続き、SMI 都心ラインの実現に向けて取組を進めます。

第2項（交通部交通政策課）

本市では、「堺市地域公共交通計画」において、公共交通の役割に応じて、市内と国土軸や関西国際空港等各方面を結ぶ路線を「広域ネットワーク」、市内・外の拠点同士を結ぶ路線を「拠点間ネットワーク」、市内拠点と地域内を結ぶ路線を「地域内公共交通」と位置付けています。

SMI 美原ラインは、堺都心部と美原都市拠点を結ぶ「拠点間ネットワーク」として位置づけしており、南北方向の鉄軌道を東西に結節し、堺都心部と美原をはじめとする市域東部を結ぶことで、人流の活性化や公共交通の利用促進などを図るものです。

令和4年度から実証実験を実施しており、令和6年度は10月7日（月）から12月20日（金）の期間で実証実験を実施しました。

今年度は、SMI 美原ラインの導入に向けた検討状況なども勘案して実証実験を実施するなど、令和8年度以降の本格運行に向けて引き続き取組を進めます。

また、SMI 美原ラインは、「拠点間ネットワーク」の機能強化を図る取組であり、区役所以遠の地域については、「堺市地域公共交通計画」に示すネットワークの役割分担のもと、既存路線のバスを乗り継ぐなどしてご利用いただきたいと思います。

番 号	陳情第 3 8 号	所管局	建設局
件 名	金岡公園プールについて		
第 1 項（公園緑地部公園緑地整備課） 金岡公園再整備の基本計画策定に向けては、市民ニーズ把握のため令和 6 年 1 月 3 0 日～令和 6 年 2 月 2 8 日の期間で「金岡公園についてのアンケート調査」を実施しました。また、基本計画策定前にはパブリックコメントも実施し、これらのご意見を踏まえ、検討を進めます。 第 2 項（公園緑地部公園緑地整備課） 金岡公園において、プールは主要施設のひとつであり、プールを含めた公園全体を魅力的なスポーツパークとするために、再整備に向けた基本計画の策定を進めます。 第 3 項（公園緑地部公園緑地整備課） プールの再整備内容については、これまでの利用状況や市民ニーズ等を考慮し検討を進めます。 第 4 項（公園緑地部公園緑地整備課） プールをはじめとする各施設については、現在の利用料金設定や市民サービスの観点、受益者負担の考え方などを踏まえ、検討を進めます。 第 5 項（公園緑地部公園緑地整備課） 金岡公園の再整備については、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、身体に障がいを持つ人たちも安全に利用できるよう取り組みます。			

番 号	陳情第 3 9 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		
第 1 項（学校教育部支援教育課） それぞれの支援学校において児童生徒の個々に応じた支援を安定的に継続するためには、それぞれの支援学校において児童生徒を計画的に受け入れ、児童生徒数に適した施設整備や教職員配置などを行うことが重要であると考えており、百舌鳥・上神谷両支援学校から支援学校分校への転籍は、支援学校分校が開校する令和 8 年度に限定することが望ましいと考えています。転籍の時期を限定し、それぞれの支援学校の児童生徒数に適した施設整備や教職員配置などを行うことで、より良い教育環境を提供することができると考えています。 第 2 項、第 3 項（学校教育部支援教育課、学校管理部学校施設課） 令和 8 年度に支援学校分校を開校すること及びこれに係る準備状況について市民の皆様への周知を図るため、本市ホームページに支援学校分校開校に係るページを開設し、支援学校分校設置の趣旨や施設整備の概要、教室配置図案、工事完了後の施設のイメージなどを掲載しました。今後は、準備状況に応じて教育内容や入学案内などについて随時掲載するなど、内容の充実を図ります。 支援学校分校における学校教育目標や教育課程、時間割などのより具体的な教育内容については、宮園小学校、百舌鳥支援学校及び上神谷支援学校の教職員並びに教育委員会事務局の職員で構成する準備担当者会議において他自治体の事例を参考としながら、一つ一つ丁寧に検討を進めているところであり、可能な限り早期に児童生徒や保護者の皆様にお示しできるようにします。 今後も、支援学校児童生徒や保護者を含む市民の皆様にとって、わかりやすい情報発信に取り組めます。 第 4 項（学校教育部支援教育課、学校管理部学務課、学校施設課） 支援学校分校について、安全な歩行空間を確保するため、本市職員が徒歩により周辺道路を巡回し、現地確認を行いました。引き続き、「堺市通学路交通安全プログラム」（平成 2 7 年 1 0 月策定）に基づき、警察や地元自治会などの関係機関と連携し、通学路の安全確保に向けて取り組みます。 また、支援学校分校の駐車場部分をフェンス等で区画することや、児童生徒の登下校を踏まえて各種関係車両の校内への駐車を計画的に行うことなどにより、児童生徒の安全確保に向けて適切に対応します。			

番 号	陳情第 3 9 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		
第 5 項（教職員人事部教職員人事課、学校教育部支援教育課） 支援学校分校における職員配置につきましては、学校教育活動、学校運営及び児童生徒の安全確保を適切かつ円滑に行うことができるよう、検討を進めています。 第 6 項（学校教育部支援教育課） 支援学校分校に通う児童生徒の放課後等デイサービスの利用につきましては、5 月に放課後等デイサービス事業者への意向調査を実施しました。6 月中に児童生徒や保護者の皆様に情報提供をする予定です。今後も関係機関及び放課後等デイサービス事業者と連携し、支援学校分校に通う児童生徒が放課後等デイサービスを円滑に利用することができるよう取り組みます。 第 7 項、第 8 項（学校教育部支援教育課） 今年度新たに配置した支援教育課参事（分校準備担当）は、令和 8 年度の支援学校分校開校に向けた教育計画の策定や教材、教具等の検討、児童生徒の入学、転籍及び通学に係る各種調整等の準備業務を担当する課長級職員です。支援学校分校開校に向けては、教育委員会事務局の関係課はもとより、宮園小学校、百舌鳥支援学校及び上神谷支援学校、市長事務部局の関係課並びに庁外の関係機関と連携しながら準備を進めています。支援学校分校開校後においても、在籍児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう、継続的に教育環境の向上に取り組めます。 第 9 項（学校管理部学務課） 特別支援学校スクールバスについては、児童生徒の負担軽減と安全な運行の確保を目的に、これまで増便や運行コースの見直しを図ってきました。今市議会では、児童生徒数の増加に対応し、乗車時間の短縮を図り、児童生徒の負担軽減に資するため、令和 8 年度からバスを増便するための補正予算案を提出しています。 第 1 0 項、第 1 1 項（学校教育部支援教育課、学校管理部学校施設課） 現在は、喫緊の課題である百舌鳥・上神谷両支援学校の狭隘化解消のため、令和 8 年 4 月の支援学校分校開校に向けての対応に注力しています。本市における特別支援教育全体のあり方については、今年度策定する（仮称）次期堺市教育振興基本計画においても示す方向で検討します。百舌鳥支援学校を含む市立支援学校の在り方については、支援学校分校開校後に、児童生徒数の推移を見極めた上で検討します。 なお、百舌鳥支援学校については、これまで、教室の空調やエレベータの設置、トイレや外壁、屋上防水等の改修工事を実施してきました。今年度は、体育館への空調整備に加え、既設空調設備の更新工事を実施する予定であり、今後にも必要に応じた改修・修繕を実施します。			

番 号	陳情第 3 9 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		
第 1 2 項（学校教育部支援教育課） 各支援学校では、これまで 1 年生の学級運用において、教育的配慮の観点から弾力的に運用を行ってきました。これは、児童実態や職員体制を踏まえ、学校の判断により柔軟に対応してきたものです。各支援学校は、全ての児童生徒が安心して学べる環境を確保すべく、限られた人員や施設の中で最大限の工夫を行っているところです。学校と十分に連携しながら、適切な学級運営や人的配置等について検討を進めてまいります。 第 1 3 項（教職員人事部教職員人事課、学校教育部支援教育課、教育センター能力開発課） 就学支援委員会は、医療や心理、教育、福祉などの専門的知見を基に、総合的な審査を起こない、就学先の助言を行います。就学相談では、障害のある幼児・保護者の意向を最大限尊重しながら、必要な支援について相談を行い、就学先を決定しています。就学先の決定については、教育的ニーズと必要な支援についての合意形成が必要であり、就学支援委員会からの助言を伝達し、意見の一致に向け十分な話し合いを行っております。 教職員の専門性については、教員採用選考試験において、特別支援学校教諭普通免許状を所有する者に対する得点の加点や、通常の学級の担任等とは別に募集するなど、特別支援教育の専門性を有する人材の確保に取り組んでいます。小中学校の特別支援教育の専門性向上に向けては、支援学校と小中学校との校種間異動や、支援学級担任を対象とした新任支援学級担任研修及び支援学級担任研修を実施しています。また、特別支援教育コーディネーターを対象とした研修や通級指導教室担当者を対象とした研修、通常の学級担任を対象とした特別支援教育推進研修を実施しています。令和 7 年度はそれらに加え、全教職員を対象とした特別支援教育 E－l e a r n i n g 研修を実施し、特別支援教育にかかる専門性向上に向けた取組を進めています。 第 1 4 項（学校教育部支援教育課、学校管理部学校給食課） 本市の学校給食では、摂食嚥下に関わる障害のある児童生徒に対し、医師の指示に基づき、当該児童生徒の食形態に合わせた形態食を提供しています。給食調理場における具体的な対応としては、十分に加熱し温度確認をした通常給食を、刻む（刻み食）又はミキサーにかけて（ペースト食）、提供しています。 なお、嚥下咀嚼に応じた、とろみの対応については、個々の児童生徒の状況に応じた適切な形態で提供をする支援が必要であるため、医師や専門家、保護者と連携して実施します。とろみの程度、献立ごとの必要性、摂食量や早さ等の具体的な対応方法を十分に把握する必要があります。			

番 号	陳情第 3 9 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		

第 1 5 項（教職員人事部教職員人事課）

人事異動は、組織の活性化を促し、教員の資質能力向上の面でも多様な状況に対応できるスキルの獲得に寄与する重要なものであると考えています。支援学校と小・中学校との校種間異動についても、支援学校、支援学級双方にとって、それぞれの専門性を交流させる有益なものであると考えています。

人事異動基準の適用にあたっては、学校運営面や組織編成等も考慮し対応します。

第 1 6 項（学校教育部支援教育課、学校管理部学務課）

本市においては、支援学校児童生徒の円滑な通学と通学途上の安全を確保するため、送迎バスの借上げを実施しています。

このことは、教育の機会均等を図るため通学手段を確保するもので、送迎バス利用に係る負担金は徴収していません。

一方、校外学習におけるバスの利用に係る費用は、学校徴収金によりご負担いただいております、校外学習の内容に応じた別途の契約による借上げが必要であると考えます。

番 号	陳情第40号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 「地方自治法（昭和22年法律第67号）」では、契約の方法は一般競争入札が原則と規定されています。放課後児童対策等事業は、その一類型の総合評価一般競争入札を適用し、価格のほかに事業者の専門知識やノウハウ等に関する技術提案等を受け、価格と技術的要素を総合的に評価し、最も優れた案を提示したものを落札者として決定しています。 本事業は、児童が放課後の時間を安全・安心に過ごし、健やかに成長するために必要な事業であり、本市としても、「質」の確保は重要であると認識しています。総合評価一般競争入札における価格の配点割合を、堺市委託業務に係る総合評価一般競争入札実施マニュアルで基本とされている50%に変更しても、事業の「質」は確保できると判断し、評価の割合を変更しました。 また、競争性、公平性を確保する観点から、一者が契約を長期間継続するのではなく、総合評価一般競争入札により最長5年間の契約をしています。			
第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 国において、令和6年度より常勤職員の複数配置を促進するための補助制度が拡充されていますが、事業者にはヒアリングを行ったところ、人材確保などの課題があり、ただちに常勤複数配置を実現することが困難な状況です。 児童たちにとってより良い環境を整備することは重要であると考えており、今後、他自治体の事例も参考にし、現場の声も伺いながら、必要な支援体制に努めていきます。			
第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 放課後児童対策等事業では、放課後等における児童の健全な育成と子育て支援を図るため、小学校の放課後に活動が可能な教室等を活用して、小学生の児童を対象に、主に集団による遊びやスポーツ活動等を行う「のびのびルーム」「堺っ子くらぶ」「放課後ルーム」を開設しています。 今後も、児童の最善の利益を最優先に考え、児童が健やかに育ち自分らしく成長できるよう支援していきます。また、安心してこどもを生み育てられる環境の整備に努め、利用を希望するすべての児童が安全・安心に利用できるよう事業を実施し、児童の健全育成の推進に取り組んでいきます。			

番 号	陳情第 4 0 号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
第 4 項（長寿社会部高齢施策推進課） 放課後児童対策等事業は、本市と契約を交わした運営事業者が、業務委託仕様書及び運営事業者の提案内容に基づき、その責任により実施するもので、運営協議会の設置はなじまないと考えています。 運営協議会の設置予定はありませんが、利用者（保護者・児童）アンケート等によってニーズを把握し、児童の視点に立ち、児童にとって最大限の権利が保障されるよう配慮した取組を運営事業者に求めています。			

令和 7 年 第 2 回市議会(定例会)陳情回答綴

令和 7 年 6 月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL 0 7 2 - 2 3 3 - 1 1 0 1

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号 1-B2-25-0038
